別表十七（三の四）の記載の仕方

1　この明細書は、内国法人が措置法第66条の８第１項から第３項まで若しくは第８項から第10項まで（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の92第１項から第３項まで若しくは第８項から第10項まで（連結法人に係る特定外国子会社等から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2　各欄中金額を記載するものにあっては、「損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額23」から「㉓及び㉕に係る外国源泉税等の額28」までの各欄の括弧書を除き、外国法人の会計帳簿の作成に当たり使用している外国通貨表示の金額により記載します。この場合、その通貨の単位を表示してください。

3　「発行済株式等の保有割合７」は、内国法人が外国法人（特定課税対象金額（措置法第66条の８第４項に規定する特定課税対象金額をいいます。以下同じ。）又は間接特定課税対象金額（同条第11項に規定する間接特定課税対象金額をいいます。以下同じ。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限ります。）から受ける剰余金の配当等（同法第66条の６第１項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に規定する剰余金の配当等をいいます。以下同じ。）の額の令第22条の４第１項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）における当該内国法人の当該外国法人に対する同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国法人（特定個別課税対象金額（同法第68条の92第４項に規定する特定個別課税対象金額をいいます。以下同じ。）又は間接特定個別課税対象金額（同条第11項に規定する間接特定個別課税対象金額をいいます。以下同じ。）がある場合におけるこれらの金額に係る外国法人に限ります。以下同じ。）から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人の当該外国法人に対する保有割合を記載します。

4　「発行済株式等の連結保有割合８」は、各連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該各連結法人の当該外国法人に対する保有割合の合計を記載します。

5　「13」から「17」までの各欄は、特定課税対象金額又は特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載を要しません。

6　「（⑼又は⑾）と⒀のうち少ない金額14」は、次により記載します。

(1) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額（法第23条の２第２項第１号（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に掲げる剰余金の配当等の額をいいます。以下同じ。）について措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除きます。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「又は⑾」を消します。

(2) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の８第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について同法第68条の92第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第８項から第10項までの規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「(9)又は⑾」とあるのは、「(9)－⒆」として記載します。

(3) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（(4)又は７に規定する場合に該当する場合を除きます。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第２項若しくは第３項の規定の適用を受ける場合（(4)または７に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「(9)又は」を消します。

(4) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第３項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第10項の規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「(9)又は⑾」とあるのは、「⑾－⒆」として記載します。

7　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第２項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項の規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第２項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項の規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「⑿と⒂のうち少ない金額16」とあるのは、「（⑿－㉑）と⒂のうち少ない金額16」として記載します。

8　「18」から「22」までの各欄は、間接特定課税対象金額又は間接特定個別課税対象金額を有しない場合には、記載を要しません。

9　「（⑼又は⑾）と⒅のうち少ない金額19」は、次により記載します。

(1) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除きます。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（(2)に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「又は⑾」を消します。

(2) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について措置法第66条の８第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）について同法第68条の92第８項から第10項までの規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第１項から第３項までの規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「(9)又は⑾」とあるのは、「(9)－⒁」として記載します。

(3) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（(4)又は10に規定する場合に該当する場合を除きます。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第９項若しくは第10項の規定の適用を受ける場合（(4)又は10に規定する場合に該当する場合を除きます。）にあっては、「(9)又は」を消します。

(4) 内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第３項の規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第10項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第９項の規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「(9)又は⑾－⒁」として記載します。

10　内国法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について措置法第66条の８第９項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項の規定の適用を受けた場合に限ります。）又は連結法人が外国法人から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額に限ります。）について同法第68条の92第９項の規定の適用を受ける場合（当該剰余金の配当等の額につき既に同条第２項の規定の適用を受けた場合に限ります。）にあっては、「⑿と⑳のうち少ない金額21」とあるのは、「（⑿－⒃）と⑳のうち少ない金額21」として記載します。

11　「損金算入配当以外の外国子会社配当に係る益金不算入額23」は、法第23条の２第１項に規定する外国子会社から受ける剰余金の配当等の額（損金算入配当金額を除きます。）のうち、措置法第66条の８第２項若しくは第９項又は第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金の額に算入されない金額を記載します。

12　「上記以外の配当に係る益金不算入額27」は、措置法第66条の８第１項若しくは第８項又は第68条の92第１項若しくは第８項の規定により益金の額に算入されない金額の合計額を記載します。

13　「請求権勘案直接保有株式等又は請求権等勘案直接保有株式等の保有割合29」は、「２」の事業年度終了の時における措置法令第39条の19第２項（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等）又は第39条の119第２項（特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等）に規定する割合を記載します。

14　平成29年改正前の措置法第66条の６第４項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）又は第68条の90第４項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合（別表十七（三の二）「20」の欄の金額が同表「21」の欄の金額を上回る場合に限ります。）における

「当期発生額（別表十七（三）「33」、別表十七（三の二）「17」、別表十七（三の八）30の欄の「26」、別表十七（三の九）「7」又は別表十七（三の十）「9」）×㉙」

記載に当たっては、同欄中「（別表十七（三）「33」、別表十七（三の二）「17」、別表十七（三の八）「26」、別表十七（三の九）「7」又は別表十七（三の十）「9」）×㉙」とあるのは、「別表十七（三の二）「22」×$\frac{1}{\text{別表十七（三の二）「19」}}$×㉙」として記載します。

15　「前期繰越額又は当期発生額31」は、次により記載します。

(1) 当該法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）とする適格組織再編成（措置法第66条の８第６項に規定する適格組織再編成をいいます。以下同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格組織再編成の日（当該適格組織再編成が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表十七（三の四）付表一「６」の金額を記載します。

(2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいいます。）とする適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（適格現物分配にあっては、残余財産の全部の分配を除きます。）をいいます。以下同じ。）が行われた場合の当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、別表十七（三の四）付表二「４」の金額を記載します。

(3) 平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の６第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等の平成21年４月１日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法第66条の８第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する課税対象留保金額若しくは課税済留保金額又は平成21年旧措置法第68条の92第１項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する個別課税対象留保金額若しくは個別課税済留保金額のうちに平成21年改正法附則第44条第４項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により平成22年改正前の措置法（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第66条の８第３項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第90条第９項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により措置法第66条の８第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）又は平成21年改正法附則第59条第４項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により平成22年旧措置法第68条の92第３項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定個別課税対象金額とみなされる金額（平成22年改正法附則第119条第９項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する経過措置）の規定により措置法第68条の92第11項第２号イ又はロに掲げる金額とみなされる金額がある場合には、当該金額を控除した金額）がある場合にあっては、当該特定課税対象金額とみなされる金額又は当該特定個別課税対象金額とみなされる金額を記載します。

16　内国法人が措置法第66条の９の４第１項から第３項まで若しくは第７項から第９項まで（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の４第１項から第３項まで若しくは第７項から第９項まで（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人から受ける配当等の益金不算入）の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。